

入札・契約制度説明会

日 時:平成30年3月26日(月) ① 午前10時30分～

② 午後 1時30分～

場 所:金沢歌劇座(2F)大集会室

次 第

- 1 平成30年度 入札・契約制度の改正について
 - (1) 金沢市工事請負契約約款の改正について 1P
 - (2) 社会保険未加入対策について 1P
 - (3) 地元事業者の受注機会の確保対策について 2P
 - (4) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について 2P
 - (5) 平成30年3月改定の公共工事設計労務単価(新労務単価)等について 4P
 - (6) その他 5P

- 2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項 6P

- 3 検査体制について
 - (1) 平成29年度 検査結果について(2月末現在) 8P
 - (2) 平成30年度 入札参加条件について 8P

問い合わせ先

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課

工事契約係・検査員室

電話076-220-2101 FAX076-220-2097

1 平成30年度 入札・契約制度の改正について

【改正するもの】

(1) 金沢市工事請負契約約款の改正について

ア 国の建設工事標準請負契約約款の見直し内容（平成29年7月25日改正）

- ・ 社会保険加入促進に係る改正
 - ⇒ 国が下請負契約する事業者を社会保険加入者に限定
 - ⇒ 請負代金内訳書に法定福利費を明示
- ・ 契約解除に伴う違約金条項に係る改正

イ 本市の改正内容

国の改正に伴い、本市も同様の改正を行う。

また、この改正に合わせ、各種手続きに関する期日などを見直す。

主な改正のポイント

- ① 必要に応じて法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることができる規定を新設（第3条）
- ② 社会保険等に未加入の建設業者と直接下請負契約を締結することを禁止する規定を新設（第6条）・・・（2）で制度内容の詳細を説明
- ③ 不可抗力による損害の算定方法等に関する規定を明示（第29条）
- ④ 破産管財人等から契約解除された場合にも対応できる違約金請求権の規定を新設（第47条の2）
- ⑤ 各種手続きについて及び書類提出や期限等の明示〔国、石川県に合わせる。〕
 - ⇒ 工事内容、工期等の変更、検査等に関する書類の提出や協議期間等を明示
 - ・ 受発注者間の約款に定めるやり取りは書面によることが原則であることを明示。（第1条第5項、第9条第4項 追加）
 - ・ 改正前「速やかに」、「遅滞なく」 ⇒ 改正後「7日以内」など期間等を明示。（第3条、第13条～15条、第18条、第23条、第34条、第30条）

ウ 適用時期について

平成30年4月1日以降に契約する案件から適用します。

(2) 社会保険未加入対策について【石川県と同様】・・・別添資料参照

ア 目的

若年者等の新規入職者を拡大し、将来における建設産業の担い手を確保するため、建設産業における雇用環境改善の一環として対策を行うもの。

イ 制度内容

下請負契約の金額に関わらず、一次下請負契約を社会保険に加入していない者と締結することを禁止します。なお、社会保険等未加入の者と下請負契約を締結していた場合は、次の措置を行う場合があります。

- ・ 下請負人に対しては、加入指導・関係機関への通報
- ・ 受注者（元請業者）に対しては、指名停止等

ウ 適用対象

平成30年4月1日以降に契約を締結する全ての金沢市発注工事

エ 指導対象

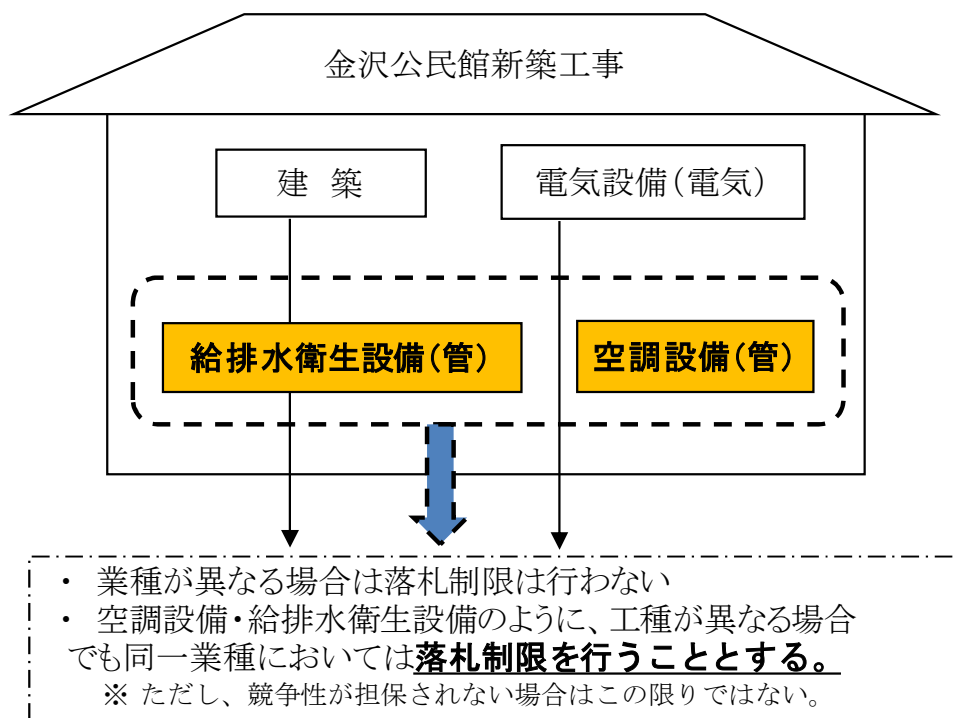
建設業法による建設業許可を有する建設業者との下請負契約

※各保険の根拠法において適用除外とされている者と下請負契約を締結することは問題ありません。

(3) 地元事業者の受注機会の確保対策について（改正）

ア 同一建築物に係る設備工事における落札制限の見直し

同一建築物に係る設備工事の発注では今後、同一の建設業許可業種（管工事業）で発注される空調設備工事、給排水衛生設備工事について、1事業者1工事に受注を制限する。



イ 適用時期について

平成30年4月1日以降に公告する案件から適用します。

【実施済みのもの】

(4) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について

建設業法施行令の一部改正により、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いが改正されたため、配置要件を次のとおり再度緩和しました。

- ・ 工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 4,000 万円
(建築一式工事は 6,000 万円)
- ・ 主任(監理)技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 3,500 万円
(建築一式工事は 7,000 万円)

【主任技術者について】

ア 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10
km程度の近接した場所にある
場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が4,000万円(建築一式は、6,000万円)以上) 等

イ 主任技術者の兼務に関する手続きについて

(ア) 主任技術者の兼務に関する条件明示について

⇒ 設計図書(特記仕様書等)に条件を明示

当該工事の配置予定技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

(イ) 主任技術者の兼務承認申請について

次の場合には兼務承認申請書(様式1)により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

- ◎ 現在、施工中の他発注機関工事に専任で配置している主任技術者を本市発注工事の主任技術者(専任・非専任を問わない。)として配置しようとする場合
注) なお、他発注機関の中には金沢市企業局及び金沢市立病院を含みます。

(ロ) 入札前の事前審査について

希望の方は、事前審査申請書(様式2)により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。(申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。)

【現場代理人について】

ウ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます(工事毎の設計図書(特記仕様書等)に常駐義務を緩和することができる工事であるか否かを明示。)

契約額が3,500万円
(建築一式工事については
7,000万円)未満の工事
であること

かつ

工事現場の把握を常にで
きる状態であり、速やかに
工事現場に戻ることができる
こと

かつ

発注者又は監督員と
常に携帯電話等で連絡
が取れる体制であるこ
と

エ 現場代理人の兼務について

(6)ウにより常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務できる工事の件数 … 概ね2、3件程度
- ◎ 兼務できる工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね30分以内であること。
- ◎ 兼務できる工事の範囲 …
 - 契約額が3,500万円（建築一式工事について7,000万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと（他の工事の専任技術者でないこと。）。
 - 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、7,000万円未満であること。

オ 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書（様式3）**によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

カ 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互に兼務することができます。（金沢市工事請負契約約款第10条第5項）

キ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても(6)ウ、エに関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

(5) 平成30年3月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について

ア 適用開始時期

平成30年3月以降に公告した案件から新労務単価を適用しています。

（一部、旧労務単価含む）※ 例年4月に実施される改定を前倒して実施

イ 新労務単価の適用に伴う特例措置について

新労務単価の適用に併せ、旧労務単価で予定価格を積算し、平成30年3月1日以降に契約した工事については、新労務単価に基づき請負契約を変更する特例措置を適用しています。

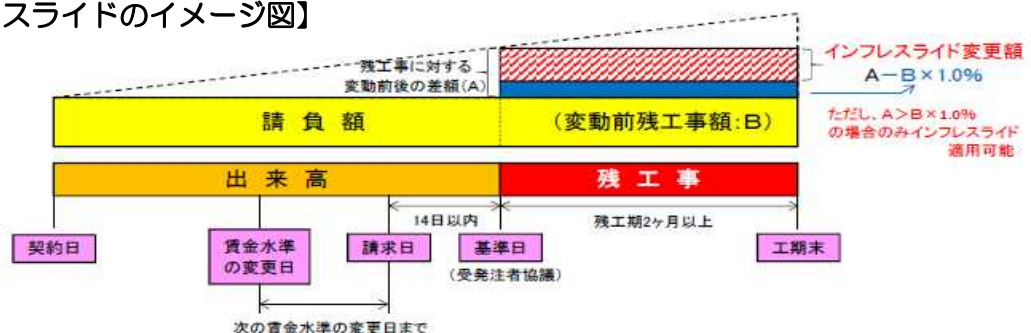
ウ インフレスライド条項の運用について

新労務単価の上昇等に伴い、平成30年2月28日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を運用することとします。

- 残工事が基準日から2箇月以上あること。
- 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の1%を超えていること。

※基準日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

【インフレスライドのイメージ図】



エ 申請先等について

申請、請求、手続き等については設計担当課へお問い合わせください。

(6) その他

ア 下請契約に係る注意事項（金沢市工事請負契約約款第7条関係）

- ・ 工事の一部を請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ・ 市内業者以外の者と下請契約を締結する場合は、その者を下請負人として選定した理由を記した文書「下請負人選定理由書」を提出すること。
- ・ 下請代金や支払条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。
- ・ 下請契約を締結した際は、速やかに工事請負下請人通知書を提出すること。

イ 社会保険未加入者対策

- ・ 下請契約のあるものについては施工体制台帳で下請業者の社会保険への加入状況を確認しています。なお、社会保険への未加入が確認された場合は元請業者に対し、下請業者の社会保険への加入を勧めるよう指導します。
また、一次下請契約を社会保険等未加入者と締結することは禁止されています。社会保険等未加入者との契約締結があった場合は罰則等の措置を行う場合があります。
- ・ 下請契約がある場合は、施工体制台帳の提出が必須です。（平成27年度から）

ウ ホームページの活用

- ・ 一般競争入札の公告は、監理課内に掲示するとともに、ホームページに掲載。
- ・ 発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載。

※ 定期的に監理課ホームページのチェックを

監理課HPアドレスはこちら

→ <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/top/kanri.html>

金沢市ホームページ「いいねっと金沢」のビジネス情報からアクセス可。

エ 設計図書等の閲覧(ダウンロード)

「入札情報システム (PPI)」へログインして、「入札予定」→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロード

オ 入札結果の閲覧

H26.1.28以降に落札決定した案件について、入札情報システム(PPI)での閲覧可。

カ 電子入札における注意事項

- (ア) 入札書に添付する工事費内訳書は、独自様式を使用しないこと。
具体例：本市指定のファイルの書式を独自に変更する等
- (イ) 入札参加申込時及び入札書提出時における添付ファイルの誤り
- (ウ) 認証カードの登録・変更手続は、発注者毎に必要。
- (エ) 認証カードの期限切れは、トラブルの原因となるので十分注意すること。
具体例：入札書提出時に使用したカードの有効期限が、開札日時に期限切れとなる場合
- (オ) 操作で不明な点は、ヘルプデスクに問い合わせを。
 - 電子調達コールセンター Tel0570-011-311
 - 受付時間 平日の9:00~18:00

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

I. 電子入札について

(1) 認証カードの切替

会社名、代表者名又は住所が変更になった場合は、入札参加資格申請内容変更届出書を提出するとともに、認証カードの切替えをしてください。

また、変更届出書の監理課提出日から認証カード切替日までの期間は、紙入札で参加してください。

※認証カードの切替は、入札開始日時から開札日時までは絶対に行わないでください。開札に支障が出る場合があります。

(2) 入札額の訂正不可

入札額を誤って送信した場合は、訂正できません。

※万一誤って送信した場合、入札書を無効にすることはできますので、金沢市監理課までご連絡ください。入札無効届の提出が必要です。

(3) 添付ファイル

入札参加申込時は「競争参加申請書」、入札書提出時は「工事費内訳書」「積算内訳書」（本市指定の様式）を誤りのないよう添付してください。

(4) 工事費内訳書・積算内訳書

工事費内訳書・積算内訳書の提出前に計算誤りのないこと、また入札額と一致していることを必ず確認してください。

II. 入札参加資格審査時の資料について

(1) 経営事項審査結果通知書（写） 【工事】

公告で指定の審査基準日のものに加え、その審査基準日から1年7か月を経過している場合は、直近の経営事項審査結果通知書（写）も提出が必要です。

(2) 現場代理人の兼務 【工事】

現場代理人の常駐義務が緩和される場合があります。この場合は、必ず「兼務確認申請書（様式3）」の提出が必要です。

(3) 添付資料の簡略化

添付資料は、入札参加条件を満たすことが分かる最低限の資料で結構です。

Ⅲ. 契約締結について

(1) 契約締結の期限

落札決定日を含めて7日以内です。

- (例) 火曜日に落札決定 → 翌週の月曜日まで
月曜日に落札決定 → 同じ週の金曜日まで

(2) 契約保証金の納付

原則、契約金額(税込)の10%以上の納付が必要です。

ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。

※損害保険会社の履行保証保険に入る場合は、以下の点に注意してください。

- ①保証期間の開始日は契約締結日(×着手日)から
- ②前金払の有無
- ③定額てん補(×実損てん補)

※現金又は小切手で納付した契約保証金の還付手続きは、検査終了後、領収証書及び請求書を金沢市監理課まで提出してください。

また、銀行の保証書の返還手続きには、保管証書、請求書及び契約保証(担保)返還受領書が必要です。

(3) 収入印紙の額

契約書に貼付する収入印紙の額は、税抜の落札金額を基準に判断してください。

Ⅳ. 検査等について

(1) 立入調査 【工事】

- ①現場代理人・技術者(専任)は、現場に常駐してください。
- ②下請人通知書は下請契約後速やかに提出し、下請契約書(写)を現場に備え付けてください。
- ③下請人が社会保険未加入であることがないよう指導してください。

(2) 成績評定

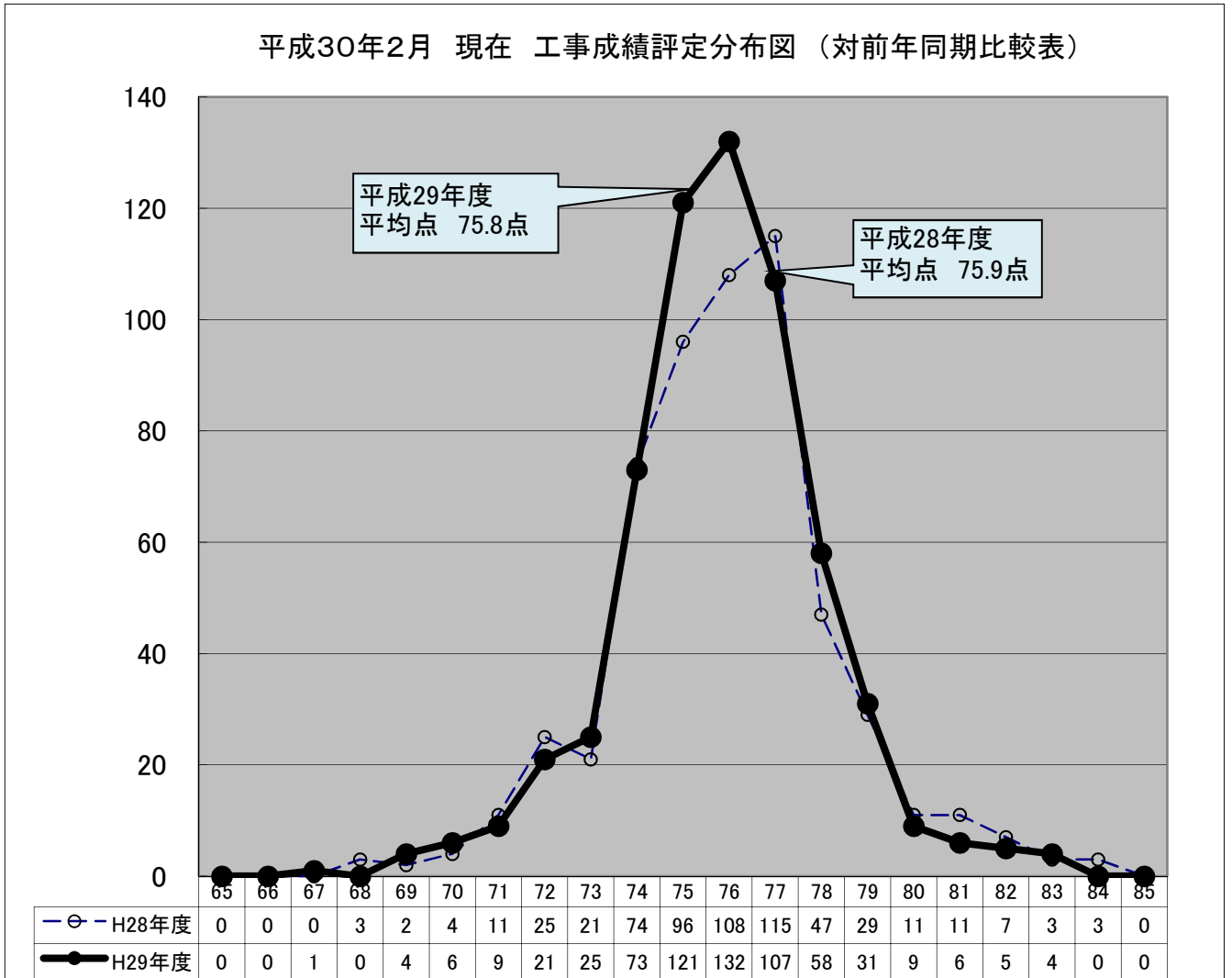
工事成績採点表・設計委託評定基準マニュアル・測量調査評定基準マニュアル(金沢市監理課ホームページで公開)により実施しています。

(3) 安全管理 【工事】

工事現場における労働災害、事故を防止するためには社員や下請人への安全管理教育の徹底を図り、事故や災害のない良好な施工管理体制の確立に努めてください。

3 検査体制について

(1) 平成29年度 検査結果について（2月末現在）



	基準点	平均点	2月末現在における件数		
			全体	70点未満	65点未満
H28年度	65点	75.9点	570件	5件	0件
H29年度		75.8点	612件	5件	0件

(2) 平成30年度 入札参加条件について

年度	項目	制約付き一般競争入札の条件			
		① 過去2年間の平均点		② 直近1年間の成績	
H30年度	(対象年度)	(8,000万円以上)	(8,000万円未満)	調査基準価格を下回った価格で契約し、工事成績評点が60点未満の成績がないこと。	
	H28・29年度	70点以上	65点以上		

金沢市発注工事の下請負契約における社会保険等加入対策について

若年者等の新規入職者を拡大し、将来における建設産業の担い手を確保するため、建設産業における雇用環境改善の一環として対策を行うものです。

平成30年4月1日以降に契約を締結する全ての市発注工事（金沢市企業局、金沢市立病院含む。）について、受注者が、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）に加入していない者と下請負契約（一次下請負契約）を締結することを禁止します。

社会保険等未加入の者と下請負契約を締結していた場合は、下請負人に対し、**加入指導・関係機関への通報等**を行うほか、受注者に対して**指名停止措置等**を行う場合があります。

市発注工事を受注された場合は、下請負人の選定について、保険料の領収書等により社会保険の加入状況を確認するなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

※各保険の根拠法において**適用除外とされている者**（従業員を雇用していない個人事業主など、法律上の保険加入義務がない者）と**下請負契約を締結することは問題ありません。**

<社会保険等加入対策の対象及び確認方法>

平成30年4月1日以降に金沢市と契約を締結する全ての工事が対象となります。また、社会保険等加入状況の確認は**受注者から提出された施工体制台帳をもとに行います。**

<指導等の対象となる下請負契約の種類>

建設業許可を有する建設業者との建設工事に関する下請負契約が対象となります。

なお、**建設業許可を有しない者**との下請負契約は本市の指導等の対象とはなりません。社会保険等への加入は**法律上の義務**であることや、**建設業の将来の担い手確保**などの観点からも**社会保険等に加入している事業者との契約締結に努めていただく**ようお願いします。

<元請負人が下請負人の社会保険加入状況を確認する方法>

一次下請負人に、**保険料の領収証書・納入証明書等の写しを提示させる**などの方法により**確認**してください。

二次以下の下請負人についても同様に、再下請負契約を締結する際に同様の方法で確認するよう一次以下の下請負人にもご指導ください。

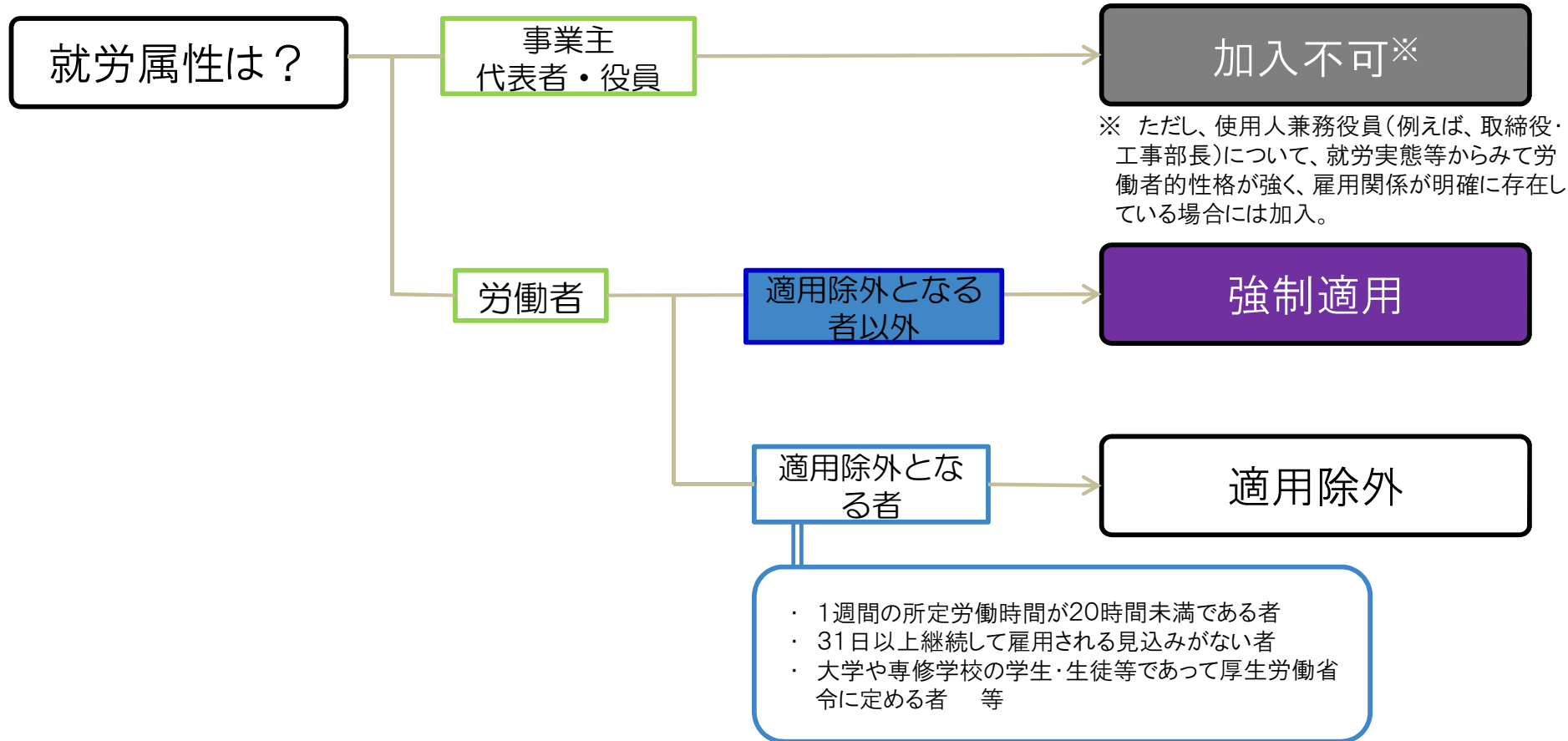
<社会保険等の適用事業所の要件>・・・別添参照（国土交通省資料）

保険の種類	適用事業所の要件	所管行政庁
雇用保険	・労働者を一人以上雇用する事業所	公共職業安定所 (ハローワーク)
健康保険 厚生年金保険	・全ての法人事業所 ・常時5人以上の従業員のいる事業所	年金事務所

※社会保険等の加入の有無に関する詳細は所管行政庁にお問い合わせください。

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。

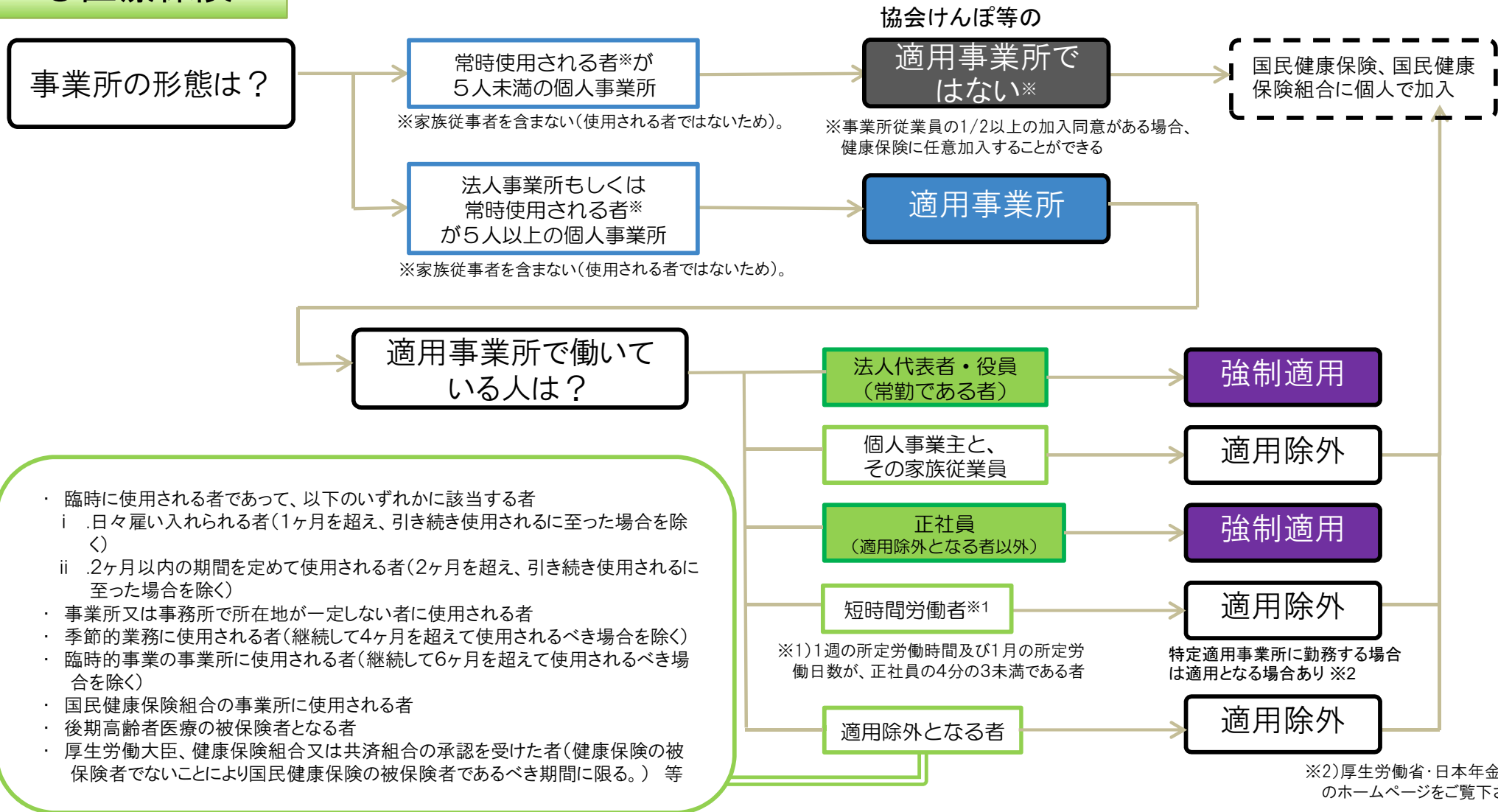


- ・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。
- ・平成29年1月1日以降、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

社会保険の適用関係について②

○医療保険

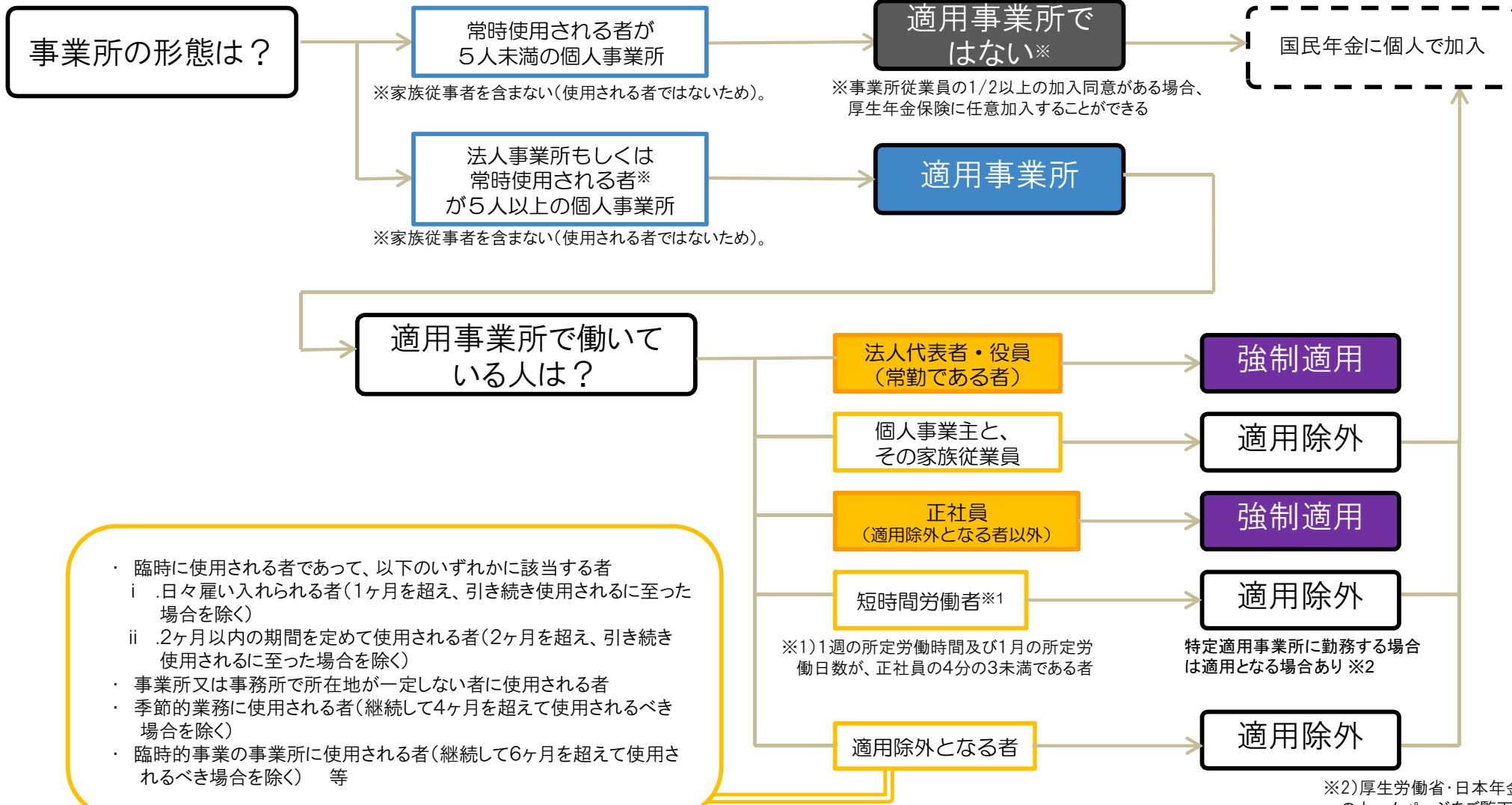
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



- ・ 適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・ 生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



・強制適用となる者は、厚生年金保険の被保険者となります。

年 月 日

(元請負人) 様

住 所
商号又は名称
代表者

社会保険等の適用除外に関する申告書

当社が社会保険等の適用除外事業所となっていることについて、次のとおり申告します。

適用除外の保険	適用除外の理由
<input type="checkbox"/> 雇用保険	<input type="checkbox"/> 労働者を1人も雇用していないため
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること。）
<input type="checkbox"/> 健康保険	<input type="checkbox"/> 個人事業主であって、常時使用する従業員の数が5人未満であるため
	<input type="checkbox"/> 建設国保等の国民健康保険組合に加入し、健康保険に係る適用除外の承認を年金事務所から受けているため
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること。）
<input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> 個人事業主であって、常時使用する従業員の数が5人未満であるため
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること。）

※ 元請負人は、必要に応じて労働者名簿の提示を求めて常時雇用する従業員の状況を確認するなど、記載内容の事実確認に努めること。